

## 2022年1月14日開催 国家資格「情報処理安全確保支援士」がわかる！説明会 当日の質問と回答

説明会当日に参加者からお寄せいただいた、主なご質問に対する回答を掲載します。

### <IPAに対する質問と回答>

No.	質問	回答
<b>1 登録に関するご質問</b>		
1.1	登録時の手数料は、登録免許税：9,000円、登録手数料：10,700円だけでよろしいでしょうか？	登録する際の費用としては登録免許税：9,000円、登録手数料：10,700円になりますが、その際に必要となる銀行お振込み手数料や簡易書留郵便代金等は別途ご申請者様にてご負担が必要となります。
1.2	登録セキスベの資格を保有しておりましたが、都合により必要な講習を受講できず資格を失効しました。改めて情報処理安全確保支援士試験を受験し合格すれば再度登録は可能でしょうか？	情報処理安全確保支援士試験合格者の方は、再度登録申請いただくことで再登録が可能です。保有資格が「テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）」「情報セキュリティスペシャリスト」の方は、経過措置期間が終了しているため、新たに情報処理安全確保支援士試験に合格した上、登録申請を行っていただくことが必要です。
1.3	登録書類の送付は、郵便局のレターパックプラスによる送付は不可でしょうか？	登録の手引き27ページに記載されているように簡易書留以外では受け付けておりません。簡易書留での発送をお願いします。
1.4	提出書類に必要な収入印紙は、複数枚の貼り付けでも問題ないでしょうか？ 例) 5,000円と4,000円の収入印紙に貼り付ける等	収入印紙は複数枚を貼り付けていただいても問題ありません。
1.5	情報処理安全確保支援士の合格から登録セキスベの登録までに登録期限はありますか？例えば2021年秋に試験合格した場合に5年後に登録申請することは可能でしょうか？	情報処理安全確保支援士試験合格後の登録期限はございません。
1.6	10,700円の振り込みをインターネットバンキングで行いました。振り込みの明細をA4でプリントアウトし口座残高の欄は塗りつぶした上で貼り付けて確認とした場合、書類対応として問題ありますでしょうか？	登録の手引き7ページに記載されていますように、「振込人名義」「振込元金融機関」「振込金額」「入金日付」が分かることが必須となります。それ以外は、不要ですので口座残高等は塗りつぶしていただいても構いません。
1.7	登録後に何らかの理由で自ら活動を停止したい、または中断したい場合に登録削除はできますか？その場合、その後再登録を申請する場合の制約はありますか？	削除申請を行うことにより登録削除は可能です。また、情報処理安全確保支援士試験に合格していれば、再度登録申請いただくことで再登録が可能です。ただし、再登録の際には登録免許税、登録手数料、申請書類が再度必要となり、登録番号も変更となります。
<b>2 講習に関するご質問</b>		
2.1	初年度からオンライン講習が必要ですか？登録セキスベの申請を4月に行った場合は、翌年3月までにオンライン講習を行う必要があるという事でよいでしょうか？	初年度から毎年1年に1回の講習受講が必要となります。受講期限は登録されるタイミングによって決まり、4月登録の方は翌年3月まで、10月登録の方は翌年9月までとなります。また3年目更新年度においては更新期限の60日前までに受講が必要となりますのでご注意ください。
2.2	オンライン講習によるテキストは、閲覧のみしかできませんでしょうか？	オンライン講習のテキストはIPAの「情報処理安全確保支援士講習システム」内のみの閲覧に限られます。
2.3	1年に1回のオンライン講習や3年に1回の実践講習について、メールで周知案内はあるのでしょうか？	登録されたメールアドレス宛に受講案内を送付する他、講習受講状況に応じてメールをお送りし、すべての講習受講を修了いただくようフォローいたしております。
<b>3 試験に関するご質問</b>		
3.1	情報処理安全確保支援士の資格を取得するために以下の点教えてください。 1. 平均的な学習時間 2. 市販教材の有無 3. 別の資格を取得または試験を受験しないと受験できないことはないか？ 4. ITに関する教育機関（大学・専門学校等）で学習しないと取得は難しいか？	1. 平均的な学習時間は統計情報として収集していないため、お答えいたしかねます。なお、勉強に要する学習時間はそれぞれの方の知識範囲や経験などにより個人差があると思われます。 2. 書店やネットなどでテキスト、過去問など多く市販されています。 3. 受験するために別の資格を取得または試験を受験するなどの受験上の制約はございません。 4. 市販の教材なども多くあり、独学で学習して合格される方もいらっしゃいます。
3.2	情報処理安全確保支援士の試験に興味を持ちましたが、応用情報技術者試験を合格してから2年以上経過してしまいました。今後応用情報技術者試験合格者が午前Ⅰ試験免除可能となる期間が成績取得後2年より延長される可能性はありますか？	情報処理技術者試験の高度試験、情報処理安全確保支援士試験の午前Ⅰ試験免除制度については、所定の条件を満たしてから2年以内に受験する場合に限ることが法令（情報処理の促進に関する法律施行規則）で定められています。現時点で、法令が変更されることは予定されていません。
<b>4 その他のご質問</b>		
4.1	刑事罰にかかる部分が見つかる場所がありましたら教えてください。	登録セキスベの権利と義務については下記のページをご参照ください。 ■ 情報処理安全確保支援士（登録セキスベ）になるには > 登録セキスベの権利と義務 <a href="https://www.ipa.go.jp/siensi/toberiss/index.html#section3">https://www.ipa.go.jp/siensi/toberiss/index.html#section3</a>
4.2	名刺にロゴマークを使わず「情報処理安全確保支援士」のみを記入する際にも登録番号の表記は必須ですか？	ロゴマークをご利用されない場合も登録番号の表記は必須となります。
4.3	登録セキスベが所属している企業は何を利用できますか？ 1. 企業HPに登録セキスベのロゴマークを掲載する 2. 登録セキスベがいる企業の社員の名刺（同僚）に登録セキスベのロゴマークを掲載する 3. 企業の会社資料への記載 など	登録セキスベの所属する組織、企業は、自組織における取組もしくは登録セキスベの育成の状況、または登録セキスベの活動の内容などを内外に広報する業務目的の範囲内であれば、利用規約に従いロゴマークをダウンロードし無償でご利用いただくことが可能です。ただし、ロゴマークの利用者が登録セキスベご本人（有資格者）によるものではなく所属する組織・企業でのご利用の場合にはロゴマークの利用申請が必要となります。  詳しくは下記URLをご参照ください。 ■ ロゴマーク利用方法 <a href="https://www.ipa.go.jp/siensi/forriss/logo.html">https://www.ipa.go.jp/siensi/forriss/logo.html</a>
4.4	令和元年度、令和2年度に実施していた「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」は、今年度実施予定はありますか？また再実施の予定はありますか？	現状、中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務の実施予定はございません。
4.5	情報処理安全確保支援士が今後「業務独占資格」を得る可能性はありますか？	現状、業務独占資格に分類される予定はございません。
4.6	情報処理安全確保支援士の試験合格だけでなく資格取得することのメリットは何でしょうか？（名称独占、IPA等からの情報提供、徽章着用だけでしょうか。）	資格取得のメリットとして、有資格者ご本人は資格名称の使用や知識・技能の証明としてアピールできる他、定期的な講習受講によって知識の維持および向上を目指すことができる等のメリットがあります。企業、組織側のメリットとしては、登録セキスベを活用いただくことで組織内で必要なセキュリティ対策の推進およびそれらの体制が整っていることの対外的なアピール、セキュリティ事故のリスクを減らすことによる組織の損失を防ぐことが可能となります。それ以外のメリットとして入札要件の充足、他資格取得の際の優遇などがあります。今後、資格取得によるメリットについて新たな情報がありましたらWeb等に公開させていただきます。

<坂本様に対する質問と回答>

No.	質問	回答
1	坂本様の予測として、情報処理安全確保支援士配備を推進する流れは民間にも波及していくでしょうか？	私の個人的な希望として配備が進められるべきだという思いがあります。実際に、情報インフラが重要な社会インフラとなり、Society5.0では情報が最も重要な生活基盤となることが明らかな状況で、電気・水道・ガス・電波といった資格者が必置化されている領域と同様資格者を配置しなければ、国民の「安心・安全」を守ることができないとも考えております。また、そういった観点から、情報処理安全確保支援士会政策研究担当理事として、パブリックコメント等での情報発信をしています。
2	登録セキスベとベンダー資格保有者の役割の違いはどのように考えていらっしゃいますか？	私の考えでは、登録セキスベはセキュリティ全般に係る汎用的な知識を有することの証明となります。それに対してベンダー資格保有者はベンダーの特定の技術領域などに限られます。よって、登録セキスベはセキュリティの全体的なアセスメントを、ベンダー資格は詳細な設定における確実性を担保する役割になると考えます。
3	現部署がデジタルに関連した部署でもないため試験合格を報告しても職場であまり理解してもらえません。自己負担でも登録した方がよいでしょうか？	自己負担でも登録した方が良いと思います。情報処理安全確保支援士として登録することは、これまでの資格と異なり唯一「昔はすごかった人」となることを防ぐために継続的学習が義務づけられており、一定の時間とお金を情報セキュリティの継続的な知識習得に費やすという決意をすることそのものに意味があると考えます。 また、今後都道府県及び政令市といった単位になるのか、デジタル庁同様に各自治体の垣根を越えた単位となるのかはわかりませんが、地域のデジタル化推進のために、地方の人事機構の見直しも考えられることから、それに備えて、国家資格者であるということは有意義だと考えています。
4	責任分界点によると思いますが、クラウドにおける情報漏えいやダウン時のセキュリティ要因などは、ユーザー担当の登録セキスベとしてどのように対応するのが望ましいと思われるのでしょうか？	クラウドの進展で、委託先管理といった観点が一層重要になってくると思います。その観点から、まずはそういった問題を起こさないように事前にアセスメントしていくこと。これまでありがちだった、ユーザー側の担当者について十分な教育を行うことに加えて、委託先の教育も行っていくべきだと考えています。実際に、現在広島市の委託事業者向けのセキュリティトレーニングの構築にも取り組んでいます。
5	坂本様の職場では情報処理安全確保支援士資格の登録料や講習受講料は負担してもらえますか？	現状、自己負担です。おそらく今後もしばらくは自己負担が続くと思われます。しかし、「情報処理安全確保支援士をCIOとして組織をハンドリングするポジションに抜擢させる制度」が成り立つくらいの数となり、「経験主義で選ばれた各種委員の意見を、中央省庁の担当者がとりまとめる」昭和な仕組みを、スマートにSociety5.0となるように、取って代わっていきけるように、地方公務員の支援士登録者の増加こそ重要だと考えています。公務員の人事体系は急には変わらないと言いますが、デジタル庁もできました。突然社会の仕組みが変わったときに、主役として住民の「安心・安全」を守ることができるように、頑張っていきたいと考えています。
6	とても面白い内容で聞き入ってしまいました。講演に関連する内容に関してYoutubeチャンネル等でも配信はしてないでしょうか？（機会があればもっとお話を聞きたいです）	今回の講演については、Youtubeで配信されますので、多くの方に視聴をおすすめください。また、別の機会を頂ければ積極的に登壇させて頂く所存です。また、学会発表の案内スライドにあるリンクにあるチャンネルから、学会発表に利用する動画等も今後随時配信していきますので、ご参考になれば幸いです。
7	今春に情報処理安全確保支援士試験を受験予定です。情報処理安全確保支援士会（JP-RISSA）には今後受験予定者でも入会可能でしょうか？	情報処理安全確保支援士会（JP-RISSA）は、弁護士会や司法書士会同様、資格者団体という性質があり、入会に際しては、情報処理安全確保支援士の資格取得者であることを確認させて頂いております。

<宇野様に対する質問と回答>

No.	質問	回答
1	宇野様は資格取得する以前より実際に診断や要塞化等の実機対応などは経験されてますでしょうか？登録セキスベの業務としてはセキュリティ監査のような上流工程におけるレビュー等が今は主流なのでしょうか？	はい、私の場合は資格取得までに実機経験はしておりました。しかし実機経験のみでは不足していると感じ、資格取得することとなりました。 また、登録セキスベの業務の対応範囲としては、上流工程だけではなく、セキュリティ対策の実装等、幅広いものと認識しております。
2	これまで、国際社会や国際ビジネス上、情報処理安全確保支援士の資格を有する事でメリットとなった事はありますか？	国内の資格となりますので国際社会や国際ビジネスにおいてメリットとなった事はございません。しかし、組織内においては情報処理安全確保支援士の資格を有するということで有識者として判断されるケースはあるかと考えます。
3	責任分界点によると思いますが、クラウドにおける情報漏えいやダウン時のセキュリティ要因などは、ユーザー担当のセキスベとしてどのように対応するのが望ましいと思われるのでしょうか？	導入時においては利用するクラウドサービスの約款や条件等を正しく把握した上で、必要であれば追加で対策等実施が望ましいと考えています。 なお、基本的にはユーザ責任の傾向が強い為、もし発生してしまった場合はかなり苦しい事となるかと思っておりますので、平時よりインシデント発生時の訓練を実施し有事に備える事を推奨いたします。
4	情報処理安全確保支援士の資格の更新費用は全てご自分で負担されているのでしょうか？	事業として本資格の登録・維持が必要であるため会社側負担となります。